市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業者に対し、予算の範囲内において、市川市放課後児童健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市教育委員会補助金等交付規則（平成１３年教育委員会規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　放課後保育クラブ　市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成１４年条例第３４号。以下「放課後保育クラブ条例」という。）第２条第１項に規定する放課後保育クラブをいう。

⑵　児童　放課後保育クラブ条例第３条に規定する放課後保育クラブに入所することができる者をいう。

⑶　放課後児童健全育成事業　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。

⑷　放課後児童健全育成事業者　法第３４条の８第２項の規定により市長に届け出て放課後児童健全育成事業を行うものをいう。

⑸　放課後児童健全育成事業所　放課後児童健全育成事業を行う場所であって、市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１６号。以下「基準条例」という。）で定める基準に適合したものをいう。

⑹　小学校区域　市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和５８年教育委員会規則第１０号）第２条に規定する通学区域（小学校及び義務教育学校の前期課程に係る通学区域に限る。）をいう。

⑺　放課後児童支援員等　基準条例第１１条第１項に規定する放課後児童支

援員及び同条第２項ただし書に規定する補助員をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、放課後児童健全育成事業者であって、市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していないものとする。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる小学校区域において行う放課後児童健全育成事業であって、放課後児童健全育成事業の実施について（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第８号）の別紙放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「国要綱」という。）別添１、別添２（３⑵①及び②に係る事業に限る。）、別添３、別添４（３⑴に係る事業に限る。）、別添５、別添７（３⑴に係る事業に限る。）、別添８、別添１１及び別添１３に定めるものとする。

⑴　放課後保育クラブに入所しようとする児童の数がその定員を超える状態にあり、又は当該状態になることが見込まれると市川市教育委員会（以下「委員会」という。）が認める放課後保育クラブの存する小学校区域

⑵　放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業を行うことにより、市川市子ども・子育て支援事業計画（令和２年３月策定）に掲げる放課後保育クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）の推進に寄与すると委員会が認める小学校区域

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

⑴　別表特定分の項に掲げる事業の区分に応じ、同表補助基準額の欄に定める算定方法で計算した補助基準額の合計額と同表補助対象経費の欄に掲げる経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、同表特定分の項に掲げる事業に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

⑵　別表一般分の項に掲げる事業の区分に応じ、同表補助基準額の欄に定める算定方法で計算した補助基準額の合計額と同表補助対象経費の欄に掲げる経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、同表一般分の項に掲げる事業に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

⑶　別表その他分の項に掲げる事業について、同表補助基準額の欄に定める算定方法で計算した補助基準額の合計額と同表補助対象経費の欄に掲げる経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、同表その他分の項に掲げる事業に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

（補助対象期間）

第６条　補助金の交付の対象となる期間は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。ただし、年度の途中から補助対象事業を開始する場合は、当該補助対象事業を開始する日から当該開始する日の属する年度の末日までとする。

（交付の申請）

第７条　規則第３条第１項の申請書は、市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

２　前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　補助対象者に係る役員の名簿

⑵　補助対象者の概要が分かる書類

⑶　補助対象者に係る定款、寄附行為、会則、規約等

⑷　放課後児童健全育成事業所の施設及び運営の状況が分かる書類

⑸　放課後児童健全育成事業所に置かれる放課後児童支援員等の名簿

⑹　補助対象事業を利用する児童及びその保護者の名簿

⑺　補助対象事業に係る事業計画書

⑻　補助対象事業に係る収支予算書

⑼　補助対象事業に係る資金計画書

⑽　その他委員会が必要と認める書類

（交付の条件）

第８条　規則第５条第１項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

⑴　規則第２１条の承認を受けて同条各号に掲げる財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがあること。

⑵　補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

⑶　補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象事業に要した費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、速やかに、委員会に報告しなければならないこと。この場合において、補助対象者が全国的に放課後児童健全育成事業を展開する組織の一の支部、支社、支所等であって、補助対象者自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、当該組織の本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該組織の本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき委員会に報告を行うこと。

⑷　前号の規定による報告があった場合には、委員会は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

⑸　基準条例で定める基準を遵守すること。

⑹　補助対象事業に係る利用の対価として児童の保護者から徴収する利用料

の月額が放課後保育クラブ条例第５条第１項に規定する保育料の月額の１．５倍を超えないこと。

⑺　放課後児童健全育成事業所は、補助対象者の福利厚生等の施設としないこと。

⑻　基準条例第１１条第４項に規定する一の支援の単位を構成する児童の数が１０人以上であること。ただし、放課後児童健全育成事業所を開所した初年度（１０月から３月までの間に開所した場合にあっては、翌年度も含む。）における当該児童の数については、この限りでない。

（決定の通知）

第９条　規則第６条の規定による通知は、市川市放課後児童健全育成事業補助金交付可否決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（変更の承認）

第１０条　規則第８条の承認を受けようとするものは、市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に委員会が必要と認める書類を添付して委員会に提出しなければならない。

２　委員会は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第４号）により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　規則第１３条の規定による実績報告は、市川市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（様式第５号）によるものとする。

２　前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　補助対象事業に係る事業報告書

⑵　補助対象事業に係る収支決算書

３　第１項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して１５日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日（これらの日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和

２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い当該休日等以外の日）のいずれか早い日とする。

（額の確定）

第１２条　委員会は、規則第１５条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市放課後児童健全育成事業補助金額確定通知書（様式第６号）により補助金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

（交付の請求）

第１３条　規則第１６条の交付請求書は、市川市放課後児童健全育成事業補助金交付請求書（様式第７号）によるものとする。

（交付の特例）

第１４条　委員会は、補助金を概算払により交付することができる。

２　規則第１７条第２項の交付請求書は、市川市放課後児童健全育成事業補助金概算払請求書（様式第８号）によるものとする。

（補助金の精算）

第１５条　前条の規定により概算払による補助金の交付を受けたものは、第１２条の規定による通知を受けたときは、速やかに、補助金の精算をしなければならない。

（決定の取消し）

第１６条　規則第１８条第３項の規定による通知は、市川市放課後児童健全育成事業補助金交付決定取消通知書（様式第９号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第１７条　規則第２１条第２号の委員会が定めるもの及び同条第３号の委員会が特に必要があると認めて定めたものは、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

（帳簿等の整備）

第１８条　補助金の交付を受けたものは、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、か

つ、当該帳簿及び証拠書類を第１２条の規定による通知を受けた日（第１０条第２項の規定による中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受けた日）の属する年度の末日の翌日から起算して５年間保管しておかなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上の財産がある場合は、この条本文に規定する期間の満了後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第２１条の規定により委員会が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（補則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年１０月２１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年３月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年７月２１日から施行し、改正後の市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正後の市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和３年４月１日以後の申請に係る市川市放課後児童健全育成事業補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市放課後児童健全育成事業補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年１１月１８日から施行し、改正後の市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年９月１４日から施行し、改正後の別表の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年１２月１４日から施行し、改正後の市川市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、同年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年９月７日から施行し、改正後の第４条及び別表の規定は、同年４月１日から適用する。

別表（第５条関係）

区分	事業	補助基準額		補助対象経費
特定分	国要綱別添１に規定する放課後児童健全育成事業	年間開所日数が250日以上の放課後児童健全育成事業所	１　基本額（一の支援の単位当たり年額） ⑴　支援の単位を構成する児童の数が1～19人 2,558,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円 ⑵　支援の単位を構成する児童の数が20～35人 4,734,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円 ⑶　支援の単位を構成する児童の数が36～45人 4,734,000円 ⑷　支援の単位を構成する児童の数が46～70人 4,734,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×69,000円 ⑸　支援の単位を構成する児童の数が71人以上 2,917,000円 ２　開所日数加算額（一の支援の単位当たり年額）（1日8時間以上開所する場合） （年間開所日数－250日）×19,000円 ３　長期休暇支援加算額（一の支援の単位当たり年額）（長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合） （上記要件に該当する開所日数）×19,000円 ４　長時間開所加算額（一の支援	需用費、人件費、旅費、報償費、役務費、使用料、賃借料（建物賃借料等を除く。）、備品購入費等 ※飲食物に係る経費は除く。

			の単位当たり年額） ⑴　平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間」の年間平均時間数×409,000円 ⑵　長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×184,000円	
		年間開所日数が200日以上249日以下の放課後児童健全育成事業所	1　基本額（一の支援の単位当たり年額） ⑴　支援の単位を構成する児童の数が20人以上 3,099,000円 ⑵　支援の単位を構成する児童の数が1～19人 1,726,000円 2　長期休暇支援加算額（一の支援の単位当たり年額）（長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合） （上記要件に該当する開所日数）×19,000円 3　長時間開所加算額（一の支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間」の年間平均時間数×409,000円	需用費、人件費、旅費、報償費、役務費、使用料、賃借料（建物賃借料等を除く。）、備品購入費等 ※飲食物に係る経費は除く。
	国要綱別添2の3⑵に規定する	開所等整備加算額（一の支援の単位当たり年額） 1,000,000円		開所、設備更新等に伴う整備・修繕費及び備品購入費

放課後児童クラブ環境改善事業	開所準備経費加算額（一の支援の単位当たり年額） 600,000 円	開所に伴う礼金及び開所前月分の建物賃借料等
国要綱別添３に規定する障害児受入推進事業	障害児受入加算額（一の支援の単位当たり年額） 2,009,000 円	障害児受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための人件費
国要綱別添４に規定する放課後児童クラブ運営支援事業	賃借料補助（一の支援の単位当たり年額） 3,066,000 円 ※　所有権移転の条項が付されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は除く。	建物賃借料等
国要綱別添５に規定する放課後	送迎支援（一の支援の単位当たり年額） 521,000 円	送迎に係る経費 ※車両に係る経費は燃料費のみとする。

	児童クラブ送迎支援事業		
一般分	国要綱別添に規定する障害児受入強化推進事業	障害児受入推進加算額（一の支援の単位当たり年額）(3人以上の障害児の受入れを行う場合) 2,000,000円 ※　障害児受入推進事業に加えて、さらに障害児受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置した場合	障害児受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための人件費
	国要綱別添に規定する小規模放課後児童クラブ支援事業	小規模放課後児童クラブ支援加算額（一の支援の単位当たり年額）（一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合） 625,000円	2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費
	国要綱別添1に規定する放課	第三者評価受審費用補助（一の事業所当たり年額） 300,000円	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費

	後児童クラブ第三者評価受審推進事業		
その他分	国要綱別添13に規定する放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	放課後児童支援員等処遇改善加算額（支援の単位ごとに、次の各号に掲げる賃金改善を行う放課後児童支援員等の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額） ⑴　常勤職員 11,000円×事業実施月数 ⑵　非常勤職員 11,000円×常勤換算値×事業実施月数	放課後児童支援員等に係る人件費（賃金改善分及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に限る。）

備考

1　この表中「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模を表すものをいう。

2　この表中「支援の単位を構成する児童の数」とは、毎日、放課後児童健全育成事業を利用する児童の人数に、一時的に放課後児童健全育成事業を利用する児童の平均利用人数を加えて得た数をいう。

3　この表中「常勤換算値」とは、非常勤職員の１月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤職員の１月当たりの勤務時間数で除して得た

数（その数に小数点第２位以下の端数があるときは、これを四捨五入した数）をいう。

４　国要綱別添１１に規定する放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業を除き、事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が１２月に満たない場合には、それぞれの事業ごとに算定された補助基準額に「事業実施月数÷１２」を乗じて得た額（１円未満切捨て）とする。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

市川市教育委員会

申請者　事業所所在地
事業所名
代表者氏名

市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書

市川市放課後児童健全育成事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請額（年額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（内訳）

２　算定根拠　別紙のとおり

３　添付書類

様式第２号（第９条関係）

年　　月　　日

様

市川市教育委員会

市川市放課後児童健全育成事業補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった市川市放課後児童健全育成事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

１　補助金を交付します。
　補助金交付決定額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　補助金を交付しません。
（理由）

（教示）

様式第３号（第１０条関係）

年　　月　　日

市川市教育委員会

申請者　事業所所在地
事業所名
代表者氏名

市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日付けで行った市川市放課後児童健全育成事業補助金の交付申請事項について、下記のとおり（変更・中止・廃止）の承認を受けたいので、申請します。

記

１　変更・中止・廃止の内容

２　上記１の変更・中止・廃止の理由

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

様

市川市教育委員会

市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請事項変更等の承認について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

１　承認します。
（承認の内容等）

２　承認しません。
（理由）

（教示）

様式第５号（第１１条関係）

年　　月　　日

市川市教育委員会

申請者　事業所所在地
事業所名
代表者氏名

市川市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書

年　　月　　日付けで交付決定のあった市川市放課後児童健全育成事業補助金について、下記のとおり補助対象事業を完了したので、報告します。

記

１　補助対象事業の実施期間　着手　　年　　月　　日
完了　　年　　月　　日

２　添付書類
⑴　補助対象事業に係る事業報告書
⑵　補助対象事業に係る収支決算書

３　市川市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（様式第１号）の申請内容と相違した場合は、その理由

様式第６号（第１２条関係）

年　　月　　日

様

市川市教育委員会

市川市放課後児童健全育成事業補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった市川市放課後児童健全育成事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

１　補助金交付決定額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　補助金概算払額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　補助金交付確定額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　補助金精算額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

様式第７号（第１３条関係）

年　　月　　日

市川市教育委員会

申請者　事業所所在地
事業所名
代表者氏名

市川市放課後児童健全育成事業補助金交付請求書

年　　月　　日付けで額の確定のあった市川市放課後児童健全育成事業補助金について、下記のとおり請求をします。

記

請求金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

様式第８号（第１４条関係）

年　　月　　日

市川市教育委員会

申請者　事業所所在地
事業所名
代表者氏名

市川市放課後児童健全育成事業補助金概算払請求書

年　　月　　日付けで交付決定のあった市川市放課後児童健全育成事業補助金について、下記のとおり概算払の請求をします。

記

概算払請求金額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

様式第９号（第１６条関係）

年　　月　　日

様

市川市教育委員会

市川市放課後児童健全育成事業補助金交付決定取消通知書

市川市教育委員会補助金等交付規則第１８条第１項第　　号の規定により、市川市放課後児童健全育成事業補助金の交付決定を（全部・一部）を取り消したので、通知します。

記

１　補助金交付決定日　　年　　月　　日

２　補助金交付決定通知番号

３　補助金交付決定の取消内容

４　補助金交付決定の取消理由

（教示）